

公表依頼者各位

一般財団法人安全保障貿易情報センター

公表制度通信（第 4 1 号）

1. 平成 30 年 1 月 16 日付けで、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」が公布されました。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09.html#20181109>

念のため、皆様には既に公表されている型番について、該非判定に変更がないかご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正により、一括抹消を希望される場合は、**平成 30 年 12 月 20 日（木）までに**一括抹消の手続きを行うようにして下さい。

http://www.cistec.or.jp/kohyo/kohyo_tetuzuki.pdf

政省令改正による一括抹消は、賛助会員の場合は、無料です。非賛助会員の場合は 1 型番につき、200 円です。

2. 自主判定結果公表規約の遵守徹底と受取確認メールのお願い

皆様のご協力により、公表リストは、通関実務において、大変評価をいただいております。今後も、引き続き自主判定結果公表規約に基づき、輸出管理の遵守徹底をお願い申し上げます。なお、該非判定に疑問がある場合は、必ず弊センター発行の輸出管理品目ガイドダンス『エレクトロニクス』等で確認されるようお願い申し上げます。

なお、『エレクトロニクス』に関して、平成 30 年 1 月 30 日に研修会（有償）を東京で実施する予定です。該非判定の参考になると思いますので、是非、参加をご検討下さい。

<http://www.cistec.or.jp/service/seminar/index.html#electro>

なお、大変お手数ですが、**平成 30 年 12 月 20 日（木）までに**、本「公表制度通信」の受取確認及び一括抹消の有無をメールでご連絡下さい。特に C I S T E C の非賛助会員で、公表依頼をされている企業の方は、必ず確認のメールをお願い致します。期日までにご連絡いただけない場合、自主判定結果公表規約に基づき、今後の公表をお断りする場合がございます。

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 4 階
担当部門：CISTEC 情報サービス・研修部
岸・蝦夷森
電話番号 03-3593-1147